

令和 6 年 6 月市議会定例会議
複合市民施設に関する調査特別委員会資料

(議案第 8 5 号)

1. 福島市市民センター条例制定の件 P2

(議案第 8 6 号)

2. 福島市役所本庁舎駐車場条例制定の件 P6

財 務 部

(議案第85号)

1. 福島市市民センター条例制定の件

(1) 条例制定の趣旨

市民の集会等や生涯学習活動に利用する場を市民に提供し、福祉の増進、文化の振興に寄与することを目的に福島市市民センター（以下「センター」という。）を設置するため、条例を制定するもの。

(2) 条例の構成

項 目	内 容
第1条 設置	地方自治法の「公の施設」の規定に基づき、市民の集会等や生涯学習活動に利用する場を市民に提供し、もって福祉の増進、文化の振興に寄与するため、センターを設置する。
第2条 位置	センターは福島市五老内町3番1号に置く。
第3条 事業	センターは、市民が集会等や生涯学習活動の利用に供するための施設・設備の提供を行う。
第4条 施設	市民センターに設置する施設を規定。（大ホール、小ホール、講義室、調理室兼講義室、工作室兼講義室、音楽ルーム、会議室、親子ふれあいスペース）
第5条 開館時間	開館時間は午前9時から午後9時とする。 （3階会議室は、平日は午後6時から午後9時、土日・祝日は午前9時から午後9時とする。）
第6条 休館日	休館日は、12月29日から翌年の1月3日とする。
第7条 使用の許可	センターを使用する場合は、あらかじめ許可を受けるものとする。
第8条 使用の制限	使用を許可することができない場合を規定。（公序良俗に反する場合、暴力的不法行為を行う恐れがある組織等が使用に関わる場合、その他管理運営上支障がある場合）
第9条 目的外使用等の禁止	目的外使用の禁止を規定。（許可を受けた目的以外の使用、使用の権利の譲渡、転貸）
第10条 使用許可の取り消し等	許可の取り消し、使用を禁止する場合について規定。（条例等に違反する場合、許可の目的や条件に違反する場合、第8条（使用の制限）に該当する場合、公益上やむを得ない理由が生じた場合など）

項 目	内 容
第 11 条 使用料	使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が公益上必要と認めるときは、これを減免することができる。 (1) 施設の使用料 別表に定める額 (2) 附属設備の使用料 2,000 円を超えない範囲で、規則で定める額
第 12 条 使用料の還付	既納の使用料は還付しない。
第 13 条 入館の制限	入館を禁止、退館させることができる場合を規定。(公序良俗に反する場合、施設や設備を毀損する恐れがある場合、管理運営上支障がある場合)
第 14 条 賠償責任	故意・過失により施設等を滅失・毀損したものは、損害を賠償又は原状回復しなければならない。
第 15 条 委任	その他管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【施設の使用料（別表）】

区分		使用料 (1 回：3 時間あたり)	【参考：面積】
大ホール		8,600 円	約 336 ㎡
小ホール		3,800 円	約 149 ㎡
講義室	201 講義室	2,200 円	約 86 ㎡
	202, 203 講義室	700 円	約 28 ㎡
	204, 205, 206 講義室	1,300 円	約 51 ㎡
	207 講義室（全面使用）	2,600 円	約 104 ㎡
	207 講義室 A（部分使用）	1,500 円	約 58 ㎡
	207 講義室 B（部分使用）	600 円	約 25 ㎡
	207 講義室 C（部分使用）	500 円	約 21 ㎡
	207 講義室及び親子ふれあいスペース	4,100 円	約 171 ㎡
	208 講義室	500 円	約 21 ㎡

区分		使用料 (1回：3時間あたり)	【参考：面積】
調理室兼講義室		1,800 円	約 73 ㎡
工作室兼講義室		1,300 円	約 50 ㎡
音楽ルーム		1,200 円	約 47 ㎡
会議室	301, 302 会議室	1,400 円	約 57 ㎡
	303 会議室	2,500 円	約 99 ㎡
	304 会議室	1,800 円	約 70 ㎡
	305, 306 会議室	700 円	約 28 ㎡
	307, 308 会議室	1,300 円	約 52 ㎡
	309 会議室	800 円	約 33 ㎡
	310, 311 会議室	300 円	約 12 ㎡
	312, 313 会議室	2,500 円	約 99 ㎡
	314 会議室（全面使用）	7,200 円	約 278 ㎡
	314 会議室 A, B（半面使用）	3,600 円	約 139 ㎡

※販売、展示、興行その他営利目的の場合は、表に掲げる料金の 3 倍に相当する額とする。

（３）条例の施行日

公布の日から起算して 6 か月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。

（４）その他（附則）

①準備行為

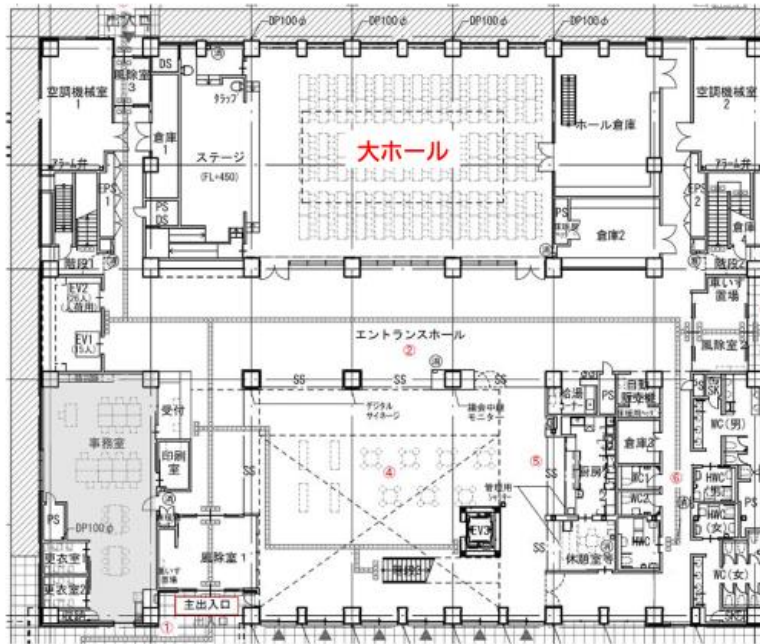
市民センターの供用のために必要な準備行為（条例施行後の使用の許可や使用料の徴収なども含む）は、施行日前に行うことができる。

②障がい者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例の適用

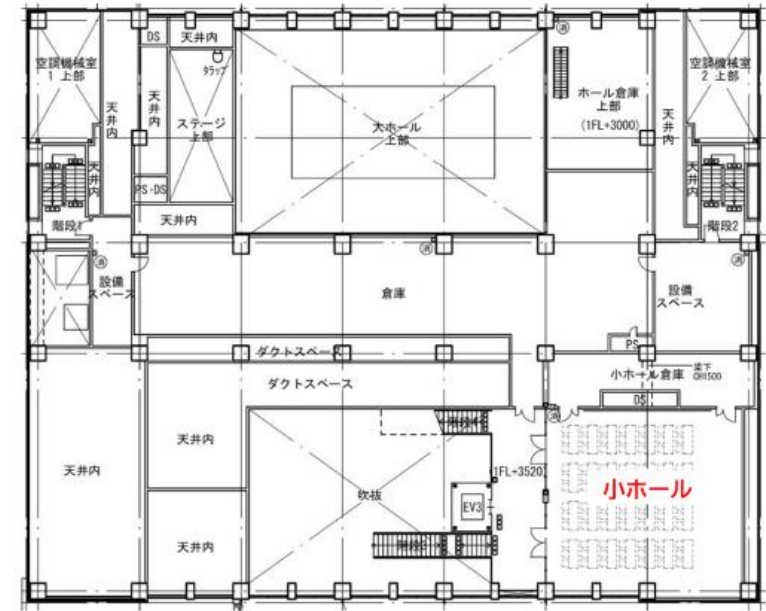
障がい者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例に市民センター条例も追加し、障がい者の利用の際は使用料を免除する。

(5) 施設の平面図

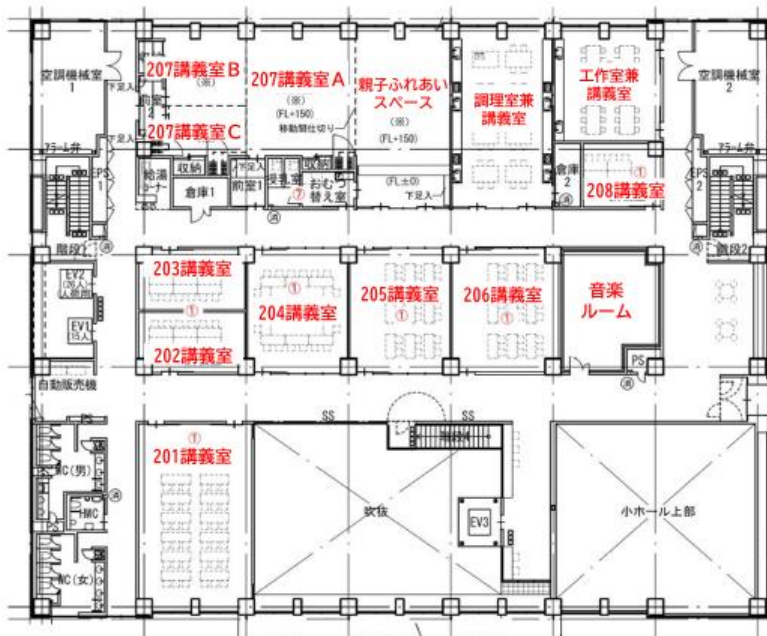
1階



中2階



2階



3階



(議案第 86 号)

2. 福島市役所本庁舎駐車場条例制定の件

(1) 条例制定の趣旨

福島市市民センターの整備に併せて、本庁舎駐車場の適正な利用を図るため、条例を設けるもの。

(2) 条例の構成

項 目	内 容
第 1 条 趣旨	福島市役所に設置する駐車場（以下「駐車場」という。）の管理及び運用について必要な事項を定めるもの。
第 2 条 位置	駐車場は福島市五老内町 3 番 1 号に置く。
第 3 条 駐車できる者	駐車場に駐車できる方を規定。 (1) 本庁舎での用務や、市民センターの利用のために来庁する方（来庁者） (2) 来庁者以外の方（来庁者の駐車を妨げず、市の業務運営に支障を生じない範囲において）
第 4 条 駐車できる自動車	駐車できる自動車は、普通自動車（規則で定めるもの）、小型自動車及び軽自動車とする。
第 5 条 開場時間	開場時間は午前 0 時から午後 12 時とする。（24 時間）
第 6 条 開場日	開場日は 1 月 1 日から 12 月 31 日とする。
第 7 条 使用の制限	使用を制限することができる場合を規定。（公序良俗に反する場合、施設の構造上駐車できない自動車、危険物等を積載している自動車、駐車場の管理に支障がある場合）
第 8 条 禁止行為	場内での禁止行為を規定。（他の自動車の駐車の妨害や火気の使用、騒音の発生、施設や他の自動車の毀損、駐車場内での営利行為（許可を受けたものを除く）、自動車の長期間放置）
第 9 条 使用料等	入場から起算して 30 分までごとに 100 円。（午前 8 時から午後 9 時 30 分までに入場した時は、3 時間を上限として無料。） 駐車場から出場する際に納付。ただし、公益上必要と認める場合は、減免することができる。 ※本庁舎への来庁者及び市民センター利用者で 3 時間を超える場合、窓口等での手続きにより使用料を減免。（規則等に規定）

項 目	内 容
第 10 条 使用料の不徴収	緊急自動車などを駐車させる場合は、使用料は徴収しない。
第 11 条 使用料の還付	既納の使用料は、還付しない。
第 12 条 賠償責任	故意または過失により施設等を毀損したものは、損害を賠償又は原状回復しなければならない。
第 13 条 免責事項	災害による損害や、事故、盗難、自動車の損傷などの第三者に起因して生じた損害等については、市長はその損害を賠償する責めを負わない。
第 14 条 委任	その他管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(3) 条例の施行日

市民センター条例の施行の日から施行する。

【参考：駐車場の設備】

①駐車場管制システム

カメラによる車番認証及びチケットレスによるシステム

②設置する設備

ゲート及びカメラ（各入口及び出口に設置 計5台）

出口精算機（庁舎棟2台、複合棟1台）

事前精算機（庁舎棟1台、複合棟1台）

【参考：駐車場使用料適用のイメージ】

